

TÜV Rheinland Cert GmbH / LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

の認証条件

1 認証の一般条件

以下の規定は、顧客と TÜV Rheinland Cert GmbH / LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH（以下「契約者という」）との間で締結される契約の主題に関する関連規格、規則及びガイドラインに言及するものである。顧客

すべての個別認証措置は、平等原則を考慮した上で、契約者によって独立かつ公平に実施される。

1.1 一般規定

1.1.1 顧客は、規格の認証に必要なすべての情報を契約者に提供する義務を負う。これは、"オファー準備のための質問書"に記入することによって行うことができる。

1.1.2 顧客は、審査に先立ち、すべての必要書類を認証機関に提供しなければならない。これには特に以下が含まれる。

- マネジメント・システムの文書化
- アロケーション・マトリックス（会社のマネジメント・システムを文書化するための標準条項）
- 組織図 / 組織図
- プロセスとプロセスの関係を可視化する
- 管理文書リスト
- 法規制の要件一覧
- 契約者が要求するその他の書類

1.1.3 会社における審査は、導入されたマネジメントシステムまたはプロセスの有効性を検証する役割を果たす。審査中、会社は文書化された手順が実際に適用されていることを実証する。規格への不適合や規格要求事項の未達成は、不適合報告書に文書化し、是正措置を計画・実施しなければならない。

1.1.4 審査終了後、最終会議で顧客に審査結果が報告される。審査結果は後日、審査報告書に文書化される。不適合は文書化され、その結果に基づくフォローアップ審査（すなわち、現地審査）又は新たな文書の提出につながる可能性がある。フォローアップ審査の範囲は認証機関が決定する。フォローアップ審査では、最初の審査で満たされなかった規格要求事項のみがチェックされる。

審査終了から認証決定までの間に規格への適合が証明できない場合、認証は拒否されなければならない。

1.1.5 「認証書」とは、以下に列挙するすべての適合宣言書、例えば狭義の有効性宣言書及び証明書をいう。「認証」とは、すべての審査、審査、妥当性確認及び認証手続きを意味する。認証の付与、拒否、維持、適用範囲の拡大または制限、更新、一時停止、一時停止後の回復または取り下げの決定は、これらのチェックに基づいて行われる。証明書は、認証プロセスの文書が肯定的に評価された後、契約者によって発行される。証明書は顧客に送付される。認証書は、契約者がすべての不適合を解消できた場合にのみ発行される。認証書は、指定された期間発行される。

1.1.6 認証書の有効性を維持するため、各規格に応じて現地サーベイランス審査を実施しなければならない。サーベイランスプロセスが完了しない場合（認証機関による継続の肯定的評価を含む）、認証書は撤回されるものとする。この場合、発行された認証書はすべて認証機関に返却しなければならない。

1.1.7 定期審査では、少なくとも規格の必須要求事項が審査される。さらに、認証書（及び該当する場合は認証マーク）の適切な使用、マネジメントシステム、プロセス又は認証製品／サービスに関する苦情、及び前回の審査で不適合となった事項に関する是正処置の有効性が評価される。顧客は、各サーベイランス審査後に報告書を受け取る。

1.1.8 サーベイランス審査及び再認証審査、又は特別に予定された審査の場合、地理的範囲（例：追加事業所）及び技術的範囲（例：追加製品）の延長／縮小、並びに規格への適合証明の追加が可能である。審査日数は、延長の範囲によって異なり、その範囲は明確に定義され、企業の審査前に顧客によって契約上合意されなければならない。

1.1.9 契約期間中に手続き上の要求事項（企業データ、認定要件など）に変更があった場合、その変更を適宜考慮し、契約パートナーに直ちに通知しなければならない。これは、審査日数の必要な変更にも適用される。

契約者は、提出されなかった、または誤って提出された手続き要件の変更について、一切の責任を負わない。また、特に認証の時間的なズレ、追加審査（特別審査）、既存の認証の無効性など、結果として生じるものについても責任を負わない。

1.1.10 異なる規格及び検証要件を持つ統合マネジメントシステムは、複合／統合手順で認証することができる。検証要件によっては、個別に提供することもできる。

1.1.11 予定外の審査若しくはフォローアップ審査、又は前回の審査での不適合を是正するための是正措置の見直しによる追加審査時間から生じる費用は、顧客の負担とし、時間及び材料ベースで請求されるものとする。これは、2.5項に従って急速発表された臨時審査から生じる費用にも適用される。

1.2 顧客の義務

1.2.1 顧客は、各審査の前の適切な時期に、契約者にすべての必要書類を無償で提供するものとする。

1.2.2 審査期間中、顧客は、契約者が指名した審査チーム又は審査人に、申請範囲に関連する文書へのアクセスを認め、また、シフト勤務を考慮して、関連する組織単位へのアクセスを認めなければならない。

1.2.3 顧客は、契約サービスの提供において契約者の審査人を支援するために、1名以上の審査代表者を任命しなければならない。これらの担当者は、顧客の連絡窓口となる。

1.2.4 認証書発行後及び契約期間中、顧客は、マネジメントシステム、プロセス又は認証製品／サービスに重大な影響を及ぼすすべての変更について、特に契約者に通知しなければならない：

- 認証されたマネジメント・システムの変更
- 認証製品／プロセス／サービスの設計または仕様に影響を及ぼす変更
- 会社の構造や組織の変更。シフト勤務の導入や変更もこれに該当する。

また、クライアントは契約期間中、通知を提供する義務を負う：

- 製品およびサービスの安全性に関するあらゆる事故
- 市場監視および法執行当局によって確認された法規定違反

1.2.5 顧客は、マネジメントシステムに関する外部からの苦情、例えば顧客からの苦情、及び認証された製品、プロセス又はサービスが認証基準の要求事項に適合していることに関する顧客宛てのすべての苦情を記録する義務がある。顧客は、適切な対策を講じ、講じた対策を文書化し、要求があればその証拠を契約者または審査中の審査員に提供しなければならない。

1.2.6 顧客は、適用される認証規格に関連する標準化文書及び規格要求事項に関する通信文書及び措置を、要請に応じて審査員に提出する義務を負う。

1.2.7 契約者が、製品、プロセス、サービスの認証中に、1.2.4項に記載された変更により更なる試験が必要であると判断した場合、契約者が適宜顧客に通知するまで、顧客は、製品認証の範囲内にある場合、変更発効後の製品／プロセス／サービスをリリースすることはできない。

1.2.8 製品、プロセスおよびサービスの認証の場合、顧客は、製品が製品認証の要件を満たさなくなった場合、契約者に通知するものとする。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
Eメール: intercert@de.tuv.com

電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296

1.2.9 顧客は、対応する変更の実施を含め、常に認証要件を満たすことを約束する。
また、顧客は、認証の有効期間中、基礎となるマネジメントシステム、プロセスまたは認証された製品／サービスを継続的かつ効果的に運用することを約束する。

1.3 選任された審査員、専門家、審査員、および認証決定に対する異議申し立ての権利

1.3.1 顧客は、特定の審査人又は専門家の選任に反対する理解可能な理由があり、かつ、その反対意見が正当化される場合、その選任に反対する権利を有する。

1.3.2 認定を受けた認証プロジェクトの場合、顧客は、認定機関又は規格所有者の審査員が顧客の文書を審査し、オブザーバーとして審査に参加することに同意する。

1.3.3 顧客は、審査又は認証プロセスのコース又は内容に関して苦情を言う権利を有する。

1.3.4 顧客は、認証決定に対して異議を申し立てる権利を有する。

1.4 認証書および認証マークの使用権の範囲

1.4.1 合意された認証手続きが完了し、肯定的な結果が得られた場合、顧客は契約者から認証書を受領するものとする。証明書は、契約または契約者の認証条件に規定された期間有効であるものとする。

1.4.2 第 1.4.1 項に基づく認証書の発行により、顧客は、認証書の指定期間にわたり、第 1.4.3 項から第 1.4.15 項に規定する条件に従って認証マークを使用する単発的、譲渡不能かつ非独占的な権利を取得する。これは、顧客が、文書、パンフレット、広告資料などの通信媒体で認証に言及する場合にも適用される。

1.4.3 受託者が発行した認証書および認証マークを使用する権限は、認証書の有効範囲に指定された顧客の事業分野にのみ適用される。指定されていない事業分野での使用は固く禁じられている。

1.4.4 マネジメントシステム、プロセス又は認証製品／サービスの認証に係る認証マークは、顧客のみが使用することができ、顧客の会社名又はロゴと密接に関連してのみ使用することができる。認証マークは、顧客の製品に表示すること、又は顧客の製品に関連して表示することはできない。これは、製品の包装、添付情報、試験所の試験報告書、校正証明書、検査報告書にも適用される。顧客が、認証されたマネジメントシステム、認証されたプロセス又は認証された製品について、包装上又は添付情報上に記載することを希望する場合、この記載には少なくとも次の事項を含めなければならない：

- クライアントの会社名、またはクライアントのブランド名と会社名
- 統合マネジメントシステムの場合は、マネジメントシステムまたはマネジメントシステムの種類（品質、環境など）、およびプロセスまたは製品・サービスの適用規格（ISO 9001:2015、ISO 14001:2015 など）。
- 契約者の会社名

注：ISO 17021-1:2015 の 8.3.3 章における製品包装及び添付情報の定義を考慮しなければならない。

1.4.5 顧客は、顧客の会社／部門について認証に相当する記述がなされるような方法でのみ、認証書及び認証マークを使用することを約束する。また、顧客は、認証が公的な検証である、またはシステム認証が製品試験と同等であるかのような印象を与えないようにしなければならない。

1.4.6 顧客は、証明書または認証マークを変更する権限を有しない。

1.4.7 顧客は、これが私法上の合意に基づく自主的な認証であることが明確になるように、広告等をデザインする義務を負う。

1.4.8 有効な証明書がない場合、特に証明書の有効期間が終了した場合、または必要なサーベイランス審査が実施されなかった場合に証明書が撤回された場合、使用権は失効する。

1.4.9 顧客が第 1.4.1 項から第 1.4.8 項の規定に反する方法で認証書及び／又は認証マークを使用した場合、又はその他の契約違反があり、その結果認証書が撤回された場合、顧客の認証書又は認証マークを使用する権利は、取消の必要なく直ちに失効する。

1.4.10 証明書または認証マークを使用する顧客の権利は、有効な通常の解約の場合は適時に終了し、正当な理由による臨時の解約の場合は直ちに終了するものとする。

1.4.11 規制当局または司法当局により証明書の維持が禁止された場合、使用権は自動的に失効する。

1.4.12 使用権が終了した場合、顧客は契約者に証明書を返却する義務を負う。

1.4.13 契約者は、契約条項に違反した場合、損害賠償請求権を主張する権利を留保する。

1.4.14 認証は、契約者の信用失墜につながるものであってはならない。

1.4.15 顧客は、契約者が誤解を招きかねない、不正確とみなされるような認証に関する記述を行う権限を持たない。

1.4.16 顧客が認証要件を一時的にしか満たさないことが予見できる場合、認証は一時停止されることがある。この間、顧客は認証を宣伝してはならない。アクセス可能なディレクトリの状態は、1.5 項に従って「一時停止」と表示される。

1.4.17 合意された期間内に一時停止の理由が是正された場合、認証は復活する。一時停止の理由が合意された期間内に是正されない場合、認証は取り消される。

1.4.18 顧客は、商取引における証明書の使用記録を保管する義務を負う。契約者は、本基準に基づき、抜き打ち検査によって証明書の適切な使用を監視する義務があることに留意しなければならない。第三者からの情報は、契約者がチェックするものとする。

1.4.19 第三者が証明書を不正使用していることを発見した場合、顧客は直ちに契約者に通知しなければならない。

1.4.20 顧客は、認証文書を完全な形で、または認証プログラムに規定された通りにのみ他者に渡す。

1.5 認証企業リスト

1.5.1 契約者は、以下の情報を含む認証書保有者リストを維持する義務がある：認証書保有者の名前、適用される規格文書、有効範囲、地理的位置（マルチサイト認証の場合：本社および有効範囲内の各サイトの地理的位置）、有効期間、有効状態。

1.5.2 1.4.16 項による一時停止された認証、及び 1.4.9 項及び 1.4.17 項による取消された認証が、リストに追加される。

1.5.3 契約者は、認証規格の規則に従い、1.5.1 項で言及されたリストを要求に応じで一般に公開する権限を有する。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
Eメール：intercert@de.tuv.com

電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296

2 認定認証の一般条件

2.1 認定認証の一般条件

ここに記載する規定は、上記の一般認証条件に加えて、認定または認可・承認された認証、すなわち、認定、認可または承認を受けた国内規格または国際規格に基づく認証に適用される。認定仕様書」、「認定要件」、「認定基準」、「認定手順」という用語は、認定または承認機関の仕様書および手順に準じて適用される。認定された認証については、一般に適用される国際認定基準及び適用される場合は実施ガイドライン、認証基準固有の認定基準及び適用される場合は実施ガイドライン、並びに各認定機関または認定・承認組織の認証基準及び適用される場合は実施ガイドライン、認定要件も適用される。

- 一般的に適用される国際認定規格：ISO/IEC 17021、ISO/IEC 17065、IAF 必須文書（IAF MDs）など。
- 認証基準・特定の認定基準：例えば、食品業界向けの ISO 22003 や情報セキュリティ向けの ISO 27006 など。
- EN 9104-001、航空宇宙産業向け EN 9101
- ISO 9001、ISO 14001、IATF 16949、ISO 45001、SCC、ISO 50001、AZAV、ゲーミングホールにおける認定品質（青少年保護、プレイヤー保護、運営管理）などの認証規格を取得する。
- 各認定機関の認定要件
- 連邦自動車輸送局（KBA）の認証機関の指定規則
- 認可・承認団体の規則

2.2 認証審査

2.2.1 マネジメントシステムの認証審査は 2 段階で実施される。第 1 段階では、マネジメントシステムの概要と実施状況を把握する。この情報に基づいて、審査の第 2 段階を計画・実施し、マネジメントシステムの実施と遵守状況を審査する。

2.2.2 第 1 段階審査と第 2 段階審査は、正当な場合に限り、互いに直後に実施することができる。ただし、第 1 段階審査で認証の準備がまだ整っていないことが判明した場合、その直後に第 2 段階審査を実施することはできない。その代わり、顧客はまず認証の準備態勢を確保しなければならない。その結果、顧客および契約者に発生する追加費用（旅費、移動時間、時間の損失を含む）は、顧客が負担するものとする。

2.2.3 IATF 16949 の場合、第 1 段階と第 2 段階の審査は、90 日以上の間隔があってはならない。ステージ 1 とステージ 2 の間に 90 日以上の間隔がある場合は、ステージ 1 審査を繰り返さなければならない。

その他の規格では、初回認証（認証決定を含む第 1 段階および第 2 段階の審査）の期間は 6 ヶ月を超えてはならない。その後、初回認証は第 1 段階と第 2 段階を繰り返さなければならない。

その結果、旅費、移動時間、時間の損失を含め、顧客および契約者に発生する追加費用は、顧客が負担するものとする。

2.2.4 第 1 段階審査と第 2 段階審査との間の期間を決定する場合、顧客の要求事項と弱点修正に必要な時間の両方が考慮される。一般に、時間的な焦点はステージ 2 審査に置かれる。

2.2.5 主要／軽微な不適合に対する修正及び是正処置の実施（主要不適合に対する特別審査を含む）を、第 2 段階の最終日から 90 日以内に審査し、受諾することができない場合、認証判定は否定的となり、顧客は初回認証審査（第 1 段階及び第 2 段階）を再開しなければならない。

2.3 サーベイランス審査

2.3.1 認証書の有効性を維持するため、少なくとも年 1 回の現地サーベイランス審査を実施しなければならない。期日は、初回認証審査の最終日に決定される。初回認証審査後の最初のサーベイランス審査は、以下に規定するサーベイランス審査間隔に基づき、期日に予定されなければならない：

モニタリング間隔	6 ヶ月	9 ヶ月	12 ヶ月
3 年サイクルごとの審査回数	5	3	2
許容時間	-1 ヶ月/+1 ヶ月	-2 カ月/+1 カ月	-3 カ月/+1 カ月

2.4 再認証審査

2.4.1 認証をさらに 3 年間延長するためには、有効期間満了前に再認証審査に合格しなければならない。

2.4.2 この手順は認証審査と同じであり、第 1 段階審査の必要性と範囲は、顧客のマネジメントシステム、顧客の組織、または顧客のマネジメントシステムが運用されている状況の変更に応じて決定される。

2.4.3 規格固有の規定がない場合、再認証に合格した場合、認証書の有効期間はさらに 3 年延長される。再認証審査および肯定的な認証決定は、有効期限までに完了しなければならない。

2.5 審査は予告なしに行われることもある。

以下の条件下では、臨時審査が必要となる場合があり、その場合、公表されたものであっても、急な通知によるものであっても構わない。このような場合、クライアントは審査人を拒否することはできない。

- 認証機関が知り得た重大な苦情その他の事実が、顧客の認証されたマネジメントシステムまたは認証されたプロセス、製品、サービスの有効性を疑わせるものであり、通信または次回の定期審査で明らかにできない場合（顧客またはその従業員による犯罪行為の疑いなど）。
- マネジメントシステムの能力に影響を及ぼし、認証規格の要求事項を満たさなくなるような顧客組織の変更。
- その結果、クライアントの認証は停止された。

2.6 クロスサイト認証

2.6.1 マルチサイト認証（ISO 規格）は、複数の事業所を持つ組織、または地方事務所や支社（サイト）を持つ組織で適用することができる。企業グループという意味で互いにリンクしておらず、マネジメントシステムの開発、実施、維持にグループ外の別の企業または外部組織を利用している、複数の個別、自律、独立した企業または組織は、IAF MD1（IAF = International Accreditation Forum、MD = Mandatory Document）の意味におけるマルチサイト組織を構成しないため、グループとして認証を受けることはできない。

2.6.2 少なくとも以下の条件が満たされる場合、複数箇所の認証が可能である：

- 組織は単一の管理システムを持たなければならない。
- 組織は本社を明記しなければならない。本社は組織の一部であり、外部組織に委託してはならない。
- 本社は、単一のマネジメントシステムを定義し、実施し、維持する組織的権限を持たなければならない。
- 組織の単一マネジメントシステムは、中央管理レビューを受けなければならない。
- すべての事業所は、組織の内部審査プログラムの対象とならなければならない。
- 本社は、全拠点からのデータ収集・分析を確実に実施し、これに関して組織改革を開始する権限と能力を有していることを証明できなければならない：(i) システムの文書化とシステム変更、(ii) マネジメントレビュー、(iii) 苦情、(iv) 是正処置の評価、(v) 内部審査の計画と結果の評価、(vi) 適用基準に関連する法規制要件）。

2.6.3 複数の事業所がある認証の場合、事業所の現地審査は、認証審査とサーベイランス審査に分けることができる。本社は、選択された拠点に加えて、毎年審査を受けなければならない。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
Eメール： intercert@de.tuv.com

電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296

2.6.4 契約者は、検査する現場を選定しなければならない。

2.6.5 契約関係は、支店の法人格に関係なく、契約者と顧客（本社）の間にのみ存在する。

2.7 混合審査／遠隔審査

2.7.1 ブレンド審査は、物理的な現地審査と仮想審査（リモート審査）の組み合わせである。リモート審査は最大 100%まで実施できる。

2.7.2 両当事者は、認定機関／基準設定主体／認証プログラム所有者の指示により許可されている場合、審査中に遠隔審査技術を合理的に利用することに合意することができる。

2.7.3 顧客は、適切な情報技術インフラと環境（インターネットアクセスなど）を有していなければならない。

2.7.4 遠隔試験では、顧客はすべての関連文書をオンライン／電子的に入手できなければならない。

2.7.5 技術的な問題（インターネット接続の不備など）により顧客に発生した追加費用（テスト時間など）は、顧客の負担とする。

2.7.6 双方が事前に合意していない限り、ビデオおよび音声の録画は許可されない。被審査文書や参加者リストなどの画面録画は、遠隔審査を記録するために許可される。

2.8 認定証の譲渡

2.8.1 IAF または現地の MLA 署名機関の認定（レベル 3、必要に応じてレベル 4 およびレベル 5）の対象となる認証のみが、移行の対象となる。このような認定の対象とならない認証を保有する組織は、新規顧客として扱われるものとする。

2.8.2 認証書は、発行認証機関の有効期限をもって譲渡される。その後、ここに記載されるすべての認証条件が適用される。認証書の譲渡に関する特別な条件は、規格固有の条件に記載される。

2.8.3 顧客が契約を解除し、他の認証機関に変更する場合、顧客は、以前の審査報告書及び証明書の内容を、適切な形式で他の認証機関に提供する権利を有する。契約者は、認証の引継ぎに必要な情報を引継ぎの認証機関に提供する権限を有する。

3 認定認証のための基準固有の条件

特定の認定認証に対する契約者の追加条件を以下に示す。これらは、以下に列挙する特定の各規格に関する上記の認定条件に加えて適用される。

3. 1ISO14001 および／または EMAS に基づく環境マネジメントシステムに関する補足条件

3.1.1 これらの追加条件は、ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムの認証、および EMAS（環境マネジメント審査スキーム）に基づく評価と検証に適用される。

3.1.2 ISO14001 レベル 1 審査の追加条件

第 1 段階審査は、初回認証の場合、現地で実施しなければならない。以下の条件の場合のみ、第 1 段階審査を現地で実施することを義務付けない：

- 顧客及びその代表的な環境側面が、以前の審査で審査チームに知られている。
- 顧客がすでに ISO14001 または EMAS の認証を受けたマネジメントシステムを有している。
- クライアントの事業所が環境に与える影響は、主に低いか限定的である。

- 関連するシステム文書に加え、文書のレビューには、発注者の環境側面と環境要件（環境許可を含む）の概要も含まれなければならない。

3.1.3 ドイツでは、UAG 料金表を含む環境審査法（UAG）と EU 基本規則が、特に EMAS 審査に適用される。

3.1.4 顧客は、その会社において公的介入を必要とする重大な環境関連事故または環境規制違反が発生した場合、直ちに請負人に通知する義務を負う。この意味での重大な環境関連インシデントは、特に刑事捜査または行政捜査につながった場合を想定している。契約者はその後、臨時審査が急遽必要かどうかを決定する（2.5 参照）。環境マネジメントシステムが認証要件に著しく違反していることが判明した場合、契約者は認証の一時停止または撤回につながる可能性のある措置を講じる。

3.2 自動車産業に関する補足条件 IATF 16949、VDA 6.x

3.2.1 以下の自動車業界向け認証仕様で言及されている逸脱規定が優先される。

IATF 16949 - IATF 承認の取得および維持のための IATF 16949 規則による自動車産業向け認証制度、IATF 16949 の第 6 版_2025、2016 年 11 月 1 日（IATF: International Automotive Task Force）。

VDA 6.x - ISO 9001 に基づく VDA 6.1、VDA 6.2、VDA 6.4 の認証要求事項（VDA - QMC: German Association of Automotive Industry - Quality Management Centre）。

3.2.2 クライアント

顧客は、契約に署名する前に、以前および／または既存の IATF16949 認証に関する情報を認証会社に提供しなければならない。

1. 重要な変更がある場合は、認証機関に通知しなければならない。
2. は、認証機関による IATF 立会審査を拒否することはできない。
3. は、認証会社による内部立会審査を拒否することはできない。
4. は、IATF オブザーバーの同席を拒否することはできない。
5. は、審査報告書を IATF に提供することを拒否することはできない。
6. IATF ロゴの詳細については、以下の 3.2.9 項を参照のこと。
7. 品質マネジメントシステム関連のコンサルタントサービスを提供する顧客のコンサルタントは、審査中、顧客のサイトに物理的に立ち会うことはできず、また、いかなる形であれ、審査に直接的または間接的に参加することはできない。顧客がこの契約要件を満たさない場合、認証会社は審査を取り消す。
8. 顧客は、認証機関の要求事項に従って、審査準備に関する情報を認証機関に提供しなければならない。
9. 移転活動の詳細は 3.2.7 項を参照のこと。
 - IATF が認めるその他の認証機関；3.2.8 項を参照のこと。
10. 顧客は、その認証が取り消された場合、撤回された場合、または失効した場合、ウェブサイト、印刷物、電子メディアを含むがこれらに限定されない、社内外のすべてのマーケティングチャネルから IATF16949 認証に関するすべての言及を削除しなければならない。
11. 認証機関は、認証機関の所有者の変更または IATF 承認の喪失があった場合、10 暦日以内にその旨を顧客に通知するものとする。認証機関は、顧客が他の IATF 承認認証機関に移転すること、または他の IATF 承認認証機関から移転することに関連する未解決の問題を解決するために、顧客と協力するものとする。
12. 認証機関は、そのスポンサーとなる IATF 16949 の審査員を含め、顧客それぞれの法域において適用されるすべてのデータ保護法を遵守し、関連する個人データの取り扱いおよび処理に関して十分な透明性を提供するものとする。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
E メール： intercert@de.tuv.com

電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296

上記 1)から 8)の規定に違反した場合、重大な契約違反とみなされ、契約の解除または解約を含むがこれに限定されない、認証会社による適切な措置がとられるものとする。

審査の取り消し、契約の解除、認証の取り消し。

顧客サイトは、認証会社と顧客との間の法的に有効な契約に含まれる前に、グルーブスキームに含めることはできない。

3.2.3 重大な変更に関する顧客への通知

顧客は、品質マネジメントシステムが IATF 16949 認証の要求事項を引き続き満たす能力に影響を及ぼす可能性のある今後の変更について、認証機関に通知しなければならない。これには、例えば、以下に関する変更が含まれる：

- 法的形態と地位
- 所有構造（合併、買収、合併、合併事業など）
- 経営構造（トップマネジメント、主要意思決定者など）
- 所在地または住所
- 生産工程やサポート活動の移転
- 生産拠点、拡張ワークベンチ、または独立したリモートサポートサイトの閉鎖または移転
- 認証範囲に含める新規サイトおよび／またはサポート関係を含む、品質マネジメントシステム内の業務範囲 品質マネジメントシステムプロセスの他組織への外部委託 IATF 認証の承認および維持のための認証要求事項第 6 版
- IATF OEM の顧客固有要件（特別顧客ステータスなど）に従い認証機関への通知を必要とする顧客不満足の場合。
- 他の IATF 承認認証機関と締結した契約（7.1 項 IATF 規則第 6 版を参照のこと）

契約者は、上記の変更に対応して特別審査を実施する必要があるかもしれない。

組織が上記の変更を契約者に通知しなかった場合、法的強制力のある契約の違反とみなされる。このような不履行は、契約者が ISO 9001 - IATF 16949 要求事項 4.2 「利害関係者のニーズと期待を理解する」に対する重大な不適合であると認定されるか、または契約者が決定するその他の適切な措置につながる可能性がある。

3.2.4 審査のキャンセル（終了）

契約者は、不適合の発見を理由に審査をキャンセルすることはできない。

3.2.5 不適合の管理

請負者は、発注者に対し、以下に記載する期限に従い、以下の証拠を提出するよう求めるものとする（現場審査の終了会議からの暦日）：

NC 管理表

証拠の提出	メジャーNC	マイナーNC
実施された封じ込め対策とその効果	(15) 暦日	(60) 暦日
実施された修正	(15) 暦日	(60) 暦日
根本原因分析（使用した方法、結果、およびその結果を含む）。根本原因が他のプロセスや製品に及ぼす影響を考慮する。	(15) 暦日	(60) 暦日
特定された問題を解決するための体系的な是正措置の計画。根本原因およびその有効性を検証するための定義された方法。	(15) 暦日	(60) 暦日
根本原因を除去するために計画された体系的な是正措置を実施すること。	(60) 暦日	(60) 暦日
実施したシステムの有効性の検証結果 是正措置を講じる。	(60) 暦日	(60) 暦日

15 日以内に提出された重大な不適合（第 5.11.1 項 a～d に基づく）に対する回答が却下された場合、請負者は、顧客に対し、最終審査会議の日から最長 30 暦日以内に、却下の理由を解決し、不適合に対する受諾可能な回答を提出するよう要請するものとする。

60 日以内に提出された重大な不適合（IATF 規則第 5.11.1 項 e～f に基づくもの）に対する回答、または軽微な不適合（IATF 規則第 5.11.2 項 a～e に基づくもの）に対する回答が却下された場合、請負者は、顧客に対し、審査終了会議の日から最長 90 暦日以内に、却下の理由を解決し、不適合に対する受諾可能な回答を提出するよう要請するものとする。

例外的に、顧客が、最終審査会議後最大 90 暦日以内に、計画された体系的な是正処置を完全に実施し、その有効性を検証することができない場合（例えば、問題の根本原因を除去するために、製造または IT システムの新規または改善が必要な場合）。ただし、15 暦日後の重大な不適合声明文、または 60 暦日後の軽微な不適合声明文の受理時に、以下の追加条件がすべて満たされている場合に限り：

顧客（プリンシパル）：

- は、封じ込め措置が実施されており、体系的な是正措置が実施され、その有効性が検証されるまで、封じ込め措置が実施され続けるという証拠を提供する。
- は、対策、実施期限、および体系的な是正措置を実施するための責任を詳述した、文書化された是正措置計画を提出する。

契約者：

- 逸脱を「100%解決済み」と分類する決定の正当性が、IATF NC CARA に文書化されていること。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
E メール：intercert@de.tuv.com
電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296

- 承認された体系的は正処置計画の時期に基づき、計画された体系的は正処置の効果的な実施を検証するために、1 回限りの臨時現地審査が予定されている（7.2 e 項を参照）。この臨時審査は、次の定期審査の少なくとも 90 暦日前までに実施されなければならない。

上記の NC マネジメント表の期限内に解決策に到達できない場合、不適合に関する声明は決定的に却下され、最終審査結果は不合格と評価されなければならない。その結果、否定的な認証決定（5.12 項参照）が下され、既存の認証書は直ちに撤回されなければならない。

発見された不適合について、IATF 規則第 5.11.1 項および第 5.11.2 項に定める期限内に回答がない場合、最終審査結果は不合格と評価され、否定的な認証決定が下され、既存の認証書は直ちに撤回されなければならない。

3.2.5.1 不適合の管理（追加審査時間）

文書のオフサイトレビューに基づいて検証された軽微な不適合が最終的に終了したとみなされるためには、次の IATF 現地審査で検証されなければならない。

これは、次の IATF 定期審査における検証時間の追加を意味する。 IATF 規則 6 では、軽微な逸脱ごとに少なくとも 30 分の追加審査時間を規定している。

契約者は、評価とリスクアセスメントを行った後、二次的な逸脱ごとの時間を増やすことができる。この追加時間は、発注時に顧客に請求される。

また、軽微な逸脱の場合であっても、主任審査員がその逸脱を現場で検証する必要があると判断した場合には、臨時審査を実施することができる。

すべての NC 管理活動（特別審査等を含む）は、全額をクライアントに請求する。

3.2.6 臨時審査

メジャーの場合：

- 臨時の現地審査が必要である。
- 体系的な正処置の効果的な実施を検証するための臨時現地審査は、審査チームのメンバーが 60 暦日の不適合対応を受諾した後にのみ実施することができる。

3.2.7 認証機関 X の審査を TÜV ラインランド（＝顧客）に移転する。

顧客は、他の認証機関と法的に有効な契約が締結され次第、他の認証機関へ移行する意向を認証機関に通知しなければならない。

注記：この通知により、通常、他の認証機関とのすべての移転活動が完了するまで、契約の延長が認められる。これにより、IATF 16949 認証書は、再認証審査期日（審査期日セクション 10.0 を参照）を超えて最長 120 暦日まで、または認証書の有効期限まで、いずれか早い方で有効であり続けることができる。サーベイランス審査の期日に移転が発生した場合、IATF16949 認証書は、サーベイランス審査の期日から最長 210 暦日まで有効である。

注記：認証機関には、移転活動が完了する前に契約を取り消す、または顧客の認証を取り消す、その他の正当な理由がある場合がある。

3.2.8 認証機関 X の審査を TÜV ラインランド（＝下請業者）から他の認証機関に移転する。

顧客は、他の IATF 承認認証機関への移転または他の IATF 承認認証機関からの移転に関する未解決の問題を解決するために、認証機関と協力するものとする。

実績に関する苦情調査（規則 8.1 a/b 項参照）、顧客の品質マネジメントシステムの変更（規則 3.2 項参照）、顧客の事業所における重大な変更、または認証の一時停止（規則 8.3 項参照）の結果、契約者が認証顧客の審査を実施することが必要になる場合がある。顧客は、特別審査を拒否することはできない。

不適合管理および OEM の特別なステータス／苦情に関する特別審査は別途請求される。

3.2.9 IATF ロゴ

IATF ロゴの使用が認められるのは、認証機関が発行する認証書または適合宣言書のみである。顧客による IATF ロゴのその他の使用は認められない。

注記：顧客は、IATF 16949 認証書をマーケティングおよび広告目的で IATF ロゴとともに複製することができる。

3.2.10 複数拠点との契約

顧客は、IATF16949 認証活動の実施に関して、契約者と法的に有効な契約（すなわち、法的強制力のある契約）を結んでいなければならない。顧客が複数のサイトを有する場合、顧客は、認証機関と認証範囲内のすべてのサイトとの間に法的強制力のある契約が存在すること、またはすべてのサイトが法的強制力のある契約の対象であることを保証しなければならない。

顧客サイトは、認証会社と顧客との間の法的に有効な契約に含まれる前に、グループスキームに含めることはできない。

3.2.12 サーベイランス審査

3.2.12.1 認証書の有効性を維持するため、少なくとも年 1 回の現地サーベイランス審査を実施しなければならない。期日は、初回認証審査の最終日に決定される。初回認証審査後の最初のサーベイランス審査は、以下に規定するサーベイランス審査間隔に基づき、期日に予定されなければならない：

モニタリング間隔	12 ヶ月
3 年サイクルごとの審査回数	2
許可された時間枠	-3 カ月／+3 カ月

サーベイランス審査の最終日は、上表に示す最大許容期限を超えてはならない。サーベイランス審査の最大許容期限を超過してから 7 暦日以内に、契約者は認証書を取り消し、IATF データベースの認証書ステータスを更新し、認証書の取り消しを顧客に通知しなければならない。

重要！ 移転手続き中の顧客のみ、この要件が免除される。

3.3 ISO 22000 / FSSC 22000 の補足条件

3.3.1 これらの追加条件は以下に適用される。

- ISO 22000 - 食品安全マネジメントシステム - フードチェーンにおける全ての組織に対する要求事項
- FSSC 22000 食品 v6 (ISO 22000 + ISO / TS 22002-1)
- ISO / TS 22002-1 - 食品安全に関する前提条件プログラム - Part 1：食品製造
- FSSC 22000 包装 v6 (ISO 22000 + ISO / TS 22002-4)
- ISO / TS 22002-4-食品安全に関する前提条件プログラム-第 4 部：食品包装製造

3.3.2 ロゴの使用を含め、審査および認証プロセス全体の基礎となるのは、適用される規格および FSSC 22000 財団の追加文書（FSSC 22000 Scheme v6, Part 2（www.fssc.com）など）の要求事項である。

3.3.3 ISO/TS 22002-1 及び／又は ISO/TS 22002-4 規格は、ISO 22000 と組み合わせでのみ審査できる。

3.3.4 ISO 22000 のためのマルチサイトサンプリングは、動物飼育、植物飼育、ケータリング、流通および／または輸送/貯蔵の分野における、25 カ所の施設でのみ可能である。

3.3.5 契約者は、以下の情報を財団法人 FSSC22000（Stationsweg 35, 4205 AA Gorinchem, Netherlands）に送信する権限を、依頼人から取消不能の形で付与される：

- FSSC22000 規格に準拠した審査のための注文である、
- 審査手順の成否にかかわらず、FSSC 22000 規格に基づく注文、審査および認証に関する詳細な結果。この情報は、FSSC 22000 財団によってオンラインデータベース（保証プラットフォーム）および FSSC 22000 ホームページ（www.fssc.com）に保存される、
- クライアントから受け取った重大な出来事に対応する情報。

3.3.6 認証プロセス中に契約者が収集した情報は、極秘扱いとする。ただし、顧客は、FSSC22000 財団、認定機関、IAF、GFSI、および必要場合は政府当局に対し、認証および審査プロセスに関する情報を共有することを契約者に許可する。

3.3.7 顧客は、FSSC22000 財団及び認定機関並びにそれぞれの代表者及び従業員に対し、必要なすべての情報への無制限のアクセスを認め、その権利を付与することに同意する、

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所

電話： +49 221 806 0

アム・グラウン・シュタイン

Fax： +49 221 806 2765

51105 ケルン

E-Mail:tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所

電話： +49 800 888 2378

Tillystr. 2

Fax： +49 800 888 3296

90431 ニュルンベルク

E メール：intercert@de.tuv.com

- 営業時間中または操業時間中に、敷地、事業所、操業施設および保管施設、ならびに輸送手段に立ち入ること、
- 検査または立会審査の実施、
- 認証企業に関する情報を FSSC 22000 財団および必要に応じて政府機関に伝える、
- すべての文書および電子ビジネス文書を検査し、確認すること、
- に必要な情報を要求する。

重大な不適合が確認された場合、FSSC22000 財団はクライアントに制裁を科すことができ、認証の取り消しにつながることもある。

3.3.8 初回／再認証審査後およびその後 3 年以内に、少なくとも 1 回の抜き打ち FSSC22000 審査を実施しなければならない。顧客は、すべてのサーベイランス審査および再認証審査を抜き打ちの年次審査に置き換えることを自主的に選択することができる。顧客は、第 2 段階終了後 2 週間以内に、抜き打ちサーベイランス審査のブラックアウト日を書面に契約者に通知しなければならない。ブラックアウト日とは、抜き打ち審査が実施できない日のことである（例：会社の休日、生産における大規模なメンテナンス作業など）。会社が自由に利用できるのは、暦年で 10 日間である。初回認証が発表される。

3.3.9 顧客が抜き打ち FSSC 22000 審査への参加を拒否した場合、認証書は直ちに一時停止されるものとし、顧客が審査日から 6 ヶ月以内に抜き打ち審査を実施する機会を契約者に明示的に与えない場合、認証書は連続して取り消されるものとする。

3.3.10 審査人が審査対象である顧客の会社へ立ち入ることを認められない場合、顧客は、契約者が負担するすべての費用、特に移動時間、旅費、審査計画の弁済について責任を負うものとする。

3.3.11 顧客は、3 営業日以内に契約者に書面（foodschemes@tuv.com）で報告しなければならない：

- a) 重大な出来事。この意味での重大事件とは、特に以下のものを指す：
- 認証の完全性が危険にさらされる場合、および／または FSSC 22000 財団の評判を落とす可能性がある場合。これらに限定されない：
- 食品安全問題の結果として規制当局から課される措置で、追加モニタリングや強制的な生産停止が必要とされる場合；
 - 製品の安全性または製品規制の遵守に関するあらゆる法的手続き、起訴、不正行為、過失、
 - 不正行為と汚職；
 - 顧客が、製品に健康上のリスクがあること、または法的規制が遵守されていないことを発見した場合、
 - 顧客に関連する公的な食品安全イベント（公的リコール、撤退、災害、食品安全アウトブレイクなど）、
 - 不可抗力、戦争、ストライキ、暴動、政情不安、地政学的緊張、テロリズム、犯罪、パンデミック、洪水、地震、悪意のあるコンピューター・ハッキングなどの自然災害または人災の結果として、食品の安全性または認証の完全性を脅かす異常事態。
- b) 以下の変更：
- プログラムの要求事項の遵守に影響する重大な変更がある場合。変更の重要性について疑問がある場合は、契約者に問い合わせること、
 - 組織名、連絡先住所、所在地の詳細を変更する、
 - 組織（法的、商業的、組織的地位、所有権など）および経営陣（主要幹部、意思決定者、技術スタッフなど）の変更、
 - 食品安全マネジメントシステム、活動分野、認証されたマネジメントシステムが対象とする製品カテゴリーに大きな変更がある場合（新製品、新しい加工ラインなど）、
 - 証明書に記載されている情報が不正確になるようなその他の変更。

3.3.12 契約者は、状況を評価するために適切な措置を講じ、必要な場合は、適切な措置または検証活動を行うものとする。これらの活動は、顧客の認証状況に影響を及ぼす可能性がある。

3.3.13 重大な事象に起因する追加作業（例えば、修正及び是正措置の見直し）の結果発生した費用は、顧客の負担とし、時間及び材料ベースで請求されるものとする。これは、2.5 項に従って急遽発表された臨時審査の結果発生した費用にも適用される。

3.3.14 顧客は、審査報告書の所有者であり、認証書の所有者である。認証書及び審査報告書の内容の所有権は、契約者が有する。

3.3.15 クライアントの要求に応じて、契約者は、利用可能な機能を使用して、クライアントがアシュアランス・プラットフォームに登録された関連組織プロフィール、審査および認証データに積極的にアクセスできるようにするものとする。

3.3.16 両当事者は、認定機関／基準設定主体／認証プログラム所有者の指示により許可される場合、現地審査の代わりに遠隔審査を実施することに合意することができる。

3.3.17 顧客は、契約者および財団法人 FSSC22000 が、その認証状況に関する情報を外部の関係者と共有することを許可する。

3.3.18 FSMS（食品安全マネジメントシステム）認証マークおよび／または顧客が認証された FSMS を有している旨の記述を、製品および製品包装（一次包装（製品を含む）および外装または二次包装）に使用することは認められない。

3.4 国際規格 IFS Food / IFS Logistics 及び IFS Broker に基づく製品認証のための補足条件

3.4.1 これらの追加条件は、次の国際的に認められた規格に従った製品認証に適用される。

- IFS Food v8 - 食品安全及び品質に関する製品及びプロセスの適合性審査基準
- IFS Logistics v3 - 製品の安全性と品質に関するロジスティクス・サービスの審査基準
- IFS Broker v3.2 - 製品の品質と安全性に関する貿易代理店、輸入業者、ブローカーのサービスコンプライアンスを審査するための基準

3.4.2 ロゴの使用を含む審査及び認証プロセス全体の基礎は、適用される規格及び IFS マネージメント GmbH の補足文書（IFS ガイドライン／ドクトリン等）の要求事項である。

3.4.3 審査は、認証準備状況の審査が正常に完了し、契約者と顧客の見解の相違が解消されて初めて予定することができる。

3.4.4 会社は、最終審査日から最長 4 週間以内に、是正証明を含む完成したアクションプランを審査員に提出する。

3.4.5 IFS ロジスティクスを除き、複数拠点での認証は実施していない。

3.4.6 受託者は、IFS の証明書／ロゴが競争目的、特に広告目的で制限なく使用できることを保証しない。

3.4.7 請負者は、以下の情報(以下「データ」という。)を IFS マネージメント GmbH(Am Weidendamm 1A, 10117 Berlin)に送信する権限を、顧客から取消不能の形で付与されるものとする。以下のデータは、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）に従い、IFS Management GmbH の IFS データベースに保存される：

- IFS 規格に準拠した審査命令。
 - 審査プロセスの成否にかかわらず、IFS 規格に従った注文、審査、認証に関する詳細な結果。
 - 氏名、連絡先、社内での役職。
- これは、顧客の IFS 規格に対する審査と連動して行われる。このデータは、IFS マネージメント GmbH がクライアント、審査人または認証機関から受け取る審査報告書に含まれる。また、IFS マネージメント GmbH のウェブサイト（<https://ifs-web-prod.ifs-certification.com/en/>）のログインエリアにもデータを表示することができる。データは、ログインエリアの利用登録を行った小売業者が閲覧することができる。
- クライアントから受信した重大な出来事に対応する情報。

3.4.8 不合格となった認証及び合格・不合格の詳細な結果を、IFS マネージメント GmbH がオンラインデータベースを通じて食品小売業者に提供する可否かは、顧客が自由に決定することができる。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所

電話： +49 221 806 0

アム・グラウン・シュタイン

Fax： +49 221 806 2765

51105 ケルン

E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所

電話： +49 800 888 2378

Tillystr. 2

Fax： +49 800 888 3296

90431 ニュルンベルク

E メール： intercert@de.tuv.com

3.4.9 顧客は、認定機関、IFS マネジメント GmbH 及びその代表者並びに従業員に対し、"IFS インテグリティ・プログラム"の範囲内で必要な全ての情報への無制限のアクセスを許可し、その権利を付与することに同意する：

- 営業時間中または操業時間中に、敷地、事業所、操業施設および保管施設、ならびに輸送手段に立ち入ること、
- 検査を実施する、
- すべての文書および電子ビジネス文書を検査し、確認すること、
- 必要な情報を要求し
- 抜き打ち審査を実施する。

重大な違反が発覚した場合、IFS マネジメント GmbH はクライアントに対して制裁を科すことがあり、その結果、証明書が取り消されることもある。

3.4.10 3年以内に少なくとも1回、抜き打ちの IFS 食品アセスメント/IFS ロジスティクス 審査を実施しなければならない。不参加の場合、認証は継続されず、発生した費用は顧客が負担する。顧客は、抜き打ち審査が実施できない10日/年（例：会社の休日）を書面にて契約者に通知するものとする。さらなる情報（抜き打ち審査の審査手順など）は、規格設定者のホームページ（www.ifs-certification.com）に掲載されている。

3.4.11 発注者は、重大な出来事について3営業日以内に契約者に書面（foodschemes@tuv.com）で通知しなければならない。この意味での重大な出来事とは、特に以下のものを指す：

- 製品の安全性または製品規制の遵守に関するあらゆる法的措置、
- 顧客が、自社の製品に健康上のリスクがあること、または法的規制が遵守されていないことを発見した場合、
- 食品安全または合法性に関連する法的手続き、起訴およびその結果、
- 顧客に関連する公的な食品安全イベント（公的リコール、災害など）、
- 戦争、ストライキ、暴動、政情不安、地政学的緊張、テロリズム、犯罪、パンデミック、洪水、地震、悪意のあるコンピュータ・ハッキング、その他の自然災害や人災など、食品の安全性や認証に重大な脅威をもたらす異常事態、
- 会社が認証要件に適合する能力に影響を及ぼす可能性のある変更（例えば、物流会社が製品の所有者である場合、または手順の開始に責任を有する場合には、物流会社によって引き起こされる製品回収/撤回、組織およびマネジメントの変更、食品/物流サービスの重要な変更、連絡先住所およびサイトの変更、サイトの新しい住所など）。

3.4.12 契約者は、状況を評価するために適切な措置を講じ、必要な場合は、適切な措置または検証活動を行うものとする。これらの活動は、顧客の認証状況に影響を及ぼす可能性がある。

3.4.13 重大な事象に起因する追加作業（例えば、修正及び是正措置の見直し）の結果発生した費用は、顧客の負担とし、時間及び材料ベースで請求されるものとする。これは、2.5項に従って急遽発表された臨時審査の結果発生した費用にも適用される。

3.4.14 両当事者は、認定機関/基準設定主体/認証プログラム所有者の指示により許可されている場合に限り、現地審査の代わりに IFS ブローカー遠隔審査を実施することに合意することができる。以下の条件が適用される。

- クライアントは IFS ブローカーの認定を積極的に受けている、
- クライアントが適切な IT インフラと環境（インターネットアクセスなど）を備えていること、
- クライアントがすべての関連文書や記録をオンラインで入手可能な状態にしているか、必要であればさらに文書や記録をデジタル化できるよう、文書スキャナーなどを備えていること。

3.5 BRC グローバルスタンダード 食品安全/BRCGS 包装資材に基づく製品認証の補足条件

3.5.1 これらの追加条件は、国際的に認知された BRCGS 規格に従った製品認証に適用される：

- BRC グローバルスタンダード 食品安全 v9、
- BRCGS 包装資材 v6、27日までの全審査に適用される。2025年4月

- BRC グローバルスタンダード 包装材 v7 は、2025年4月28日以降のすべての審査に適用される。2025年4月28日以降のすべての審査に適用される。

3.5.2 ロゴの使用を含む審査及び認証プロセス全体の基礎は、適用される規格の要求事項である。これには、顧客が委託した「任意モジュール」も含まれる。詳細については、規格所有者のホームページ（www.brcgs.com）を参照のこと。

3.5.3 審査計画は、認証準備審査が成功裏に完了し、契約者と顧客の見解の相違が解決されて初めて実施することができる。

3.5.4 数カ所でのグループ認証が実施されていない。

3.5.5 認証書の一時停止または失効があった場合、顧客は、認証書の一時停止または失効に至った状況を直ちに顧客に通知しなければならない。顧客には、認証の地位を回復するために講じられた是正措置を通知するものとする。

3.5.6 契約者は、以下の情報を "BRCGS" に送信する権限を、顧客から取消不能の形で付与されるものとする：

- は、BRCGS に従った試験を発注する、
- 審査プロセスの成否にかかわらず、課題、審査および BRCGS 認証に関連する詳細な結果。（例：審査報告書、証明書、その他審査に関する文書のコピー）、
- クライアントから受け取った重大な出来事に対応する情報。

"BRCGS" は、審査報告書および証明書を顧客の顧客に公開することができる。このリリースは、顧客により BRCGS ディレクトリを通じていつでもウェブサイトから削除することができる。

3.5.7 顧客は、"BRCGS" および認定機関ならびにその代理人および従業員に対し、必要なすべての情報への無制限のアクセスを認め、以下の権利を付与することに同意する。

- 営業時間中または操業時間中に、敷地、事業所、操業施設および保管施設、ならびに輸送手段に立ち入ること、
- 審査を実施する、
- すべての文書および電子ビジネス文書を検査し、確認すること、
- 必要な情報を要求し
- 抜き打ち審査を実施する。

重大な違反が発見された場合、"BRCGS" は顧客に制裁を科すことができ、認証書の撤回につながる可能性がある。この規定は、「自主的モジュール」の一部として考慮される他の基準所有者にも適用される。

3.5.8 顧客は、重大な出来事について3営業日以内に契約者に書面（foodschemes@tuv.com）で通知しなければならない。この意味での重大な出来事とは、特に以下のものを指す：

- 製品の安全性または製品規制の遵守に関するあらゆる法的措置、
- その製品が健康被害をもたらすこと、あるいは法的規制が遵守されていないこと、
- 食品安全または合法性に関する法的手続き、起訴およびその結果、
- 顧客に関連する公的な食品安全イベント（公的リコール、災害など）、
- 戦争、ストライキ、暴動、政情不安、地政学的緊張、テロリズム、犯罪、パンデミック、洪水、地震、悪意のあるコンピュータ・ハッキング、その他の自然災害や人災など、食品の安全性や認証に重大な脅威をもたらす例外的事象。

3.5.9 受託者側としては、状況を評価するために適切な措置を講じ、必要であれば、適切な措置を講じ又は活動を見直すものとする。これらの活動は、顧客の認証状況に影響を及ぼす可能性がある。

3.5.10 費用 重大な事象による追加作業（例えば、修正及び是正措置の見直し）の結果発生した費用は、顧客の負担とし、時間及び材料ベースで請求されるものとする。これは、2.5項に従って急遽発表された臨時審査の結果発生した費用にも適用される。

3.5.11 少なくとも1回の抜き打ち BRCGS グローバルスタンダード審査を、以下の条件下で3年以内に実施しなければならない。

- 顧客は、前回の審査から6ヶ月以内に、抜き打ちサーベイランス審査のブラックアウト日を書面で契約者に通知しなければならない。ブラ

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
E メール： intercert@de.tuv.com

電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296

ックアウト日とは、抜き打ち審査が実施できない日のことである（例：会社の休日、生産における大規模なメンテナンス作業など）。会社には、このために暦年で 10 日間が与えられる（6 ヶ月の審査計画を持つ会社（例えば、食品規格 C または D 等級の認証を受けている会社）は、最大 5 日間を指定することができる）、

- 不参加の場合、認定は継続されず、発生した費用はクライアントの負担となる。

3.5.12 契約当事者は、混合審査の実施に合意することができる。混合審査とは、遠隔審査と現地審査からなる審査である。次の条件が適用される（2.7 も参照）：

- 取引先が、国際的に認知された BRCGS 規格（3.5.1 参照）のいずれかに従って積極的に 認証を受けていること、
- は再認証審査に適用され、初回の BRCGS 審査には適用されない、
- すべての関連書類は、遠隔評価のためにクライアントがオンラインで入手できる。

3.5.13 顧客は、認証機関の認証決定に対して異議を申し立てる権利を有する。当該異議申立ては、認証決定受領後 7 暦日以内に認証機関に書面で提出しなければならない。不服申立てが不成立の場合、認証機関は、不服申立ての実施に要する費用を請求する権利を有する。

3.6 航空宇宙産業のための補足条件 EN/IAS 9100

3.6.1 これらの追加条件は、国際的に認知された規格 EN 9100ff に従った認証に適用される。

3.6.2 受託者は、EN 9100 シリーズに準拠した認証書発行の基準及び方法が正しく適用されていることを検証するために必要な範囲で、Deutsche Akkreditierungsstelle GmbH (DAkkS)、航空当局及び BDLI (Bundesverband der Deutschen Luft- und Raumfahrtindustrie e.V.) のメンバー企業に対し、情報の権利を付与する権限を有する。これには、DAkkS (旧 DGA 及び TGA) による認証機関の認定に関する情報及び文書の提供が含まれる。組織は、認証機関の審査プロセスの有効性の立会サーベイランスまたは評価の一環として、認定機関、OP 審査員、顧客代表、規制当局が認証機関の審査に同行することに同意しなければならない。

3.6.3 顧客は、サプライヤが OASIS データベース（「OASIS」=Online Aerospace Supplier Information System）にレベル 1 データ（AQMS 規格（「AQMS」=航空宇宙品質マネジメントシステム）の発行済み認証書に関する情報 - パブリックドメイン）及びレベル 2 データ（審査、評価、不適合、是正処置、検査及び一時停止に関する情報及びその結果 - プライベートドメイン）を登録することを認めなければならない。顧客は、航空宇宙・防衛産業の顧客および公的機関の要請に応じて、OASIS データベースに含まれるレベル 2 データへのアクセスを許可しなければならない。ただし、アクセスしない正当な理由（競争、機密保持、利益相反など）がある場合はこの限りではない。

3.6.4 顧客は、OASIS データベースに組織の OASIS データベース管理者として登録する従業員を任命しなければならない。

3.6.5 初回認証審査の第 1 段階審査は、現地で実施しなければならない。第 1 段階と第 2 段階を続けて実施することはできない。

3.6.6 認証範囲内に複数のサイトを持つ組織の場合、組織は EN 9104-001 の附属書 B の規準に基づく組織に割り当てられる。この分類は、各サイトの審査日数算出の基礎となる。

3.6.7 顧客は、正当な理由（競争、機密保持、利害の衝突など）がない限り、審査報告書の写し及び関連文書・記録を、顧客及び潜在的顧客の求めに応じて提供する義務がある。

3.6.8 認証書は、すべての不適合が根本原因分析によって是正され、その是正処置が認証機関に受け入れられ、検証された場合にのみ発行されるものとする。

3.6.9 EN 9101 に基づき、不適合事項の是正処置は、その分類に応じて、不適合事項の特定から 30 日以内に組織から審査チームリーダーに提出されなければならない。組織が不適合報告書（NCR）の発行から 60 日以内に関連規格への適合性が回復したことを証明できない場合、認証機関は認証の一時停止手続きを開始しなければならない。AQMS 認証を受けた組織が AQMS 規格の認証を失った場合は、航空宇宙・防衛産業の顧客に直ちに通知しなければならない。

3.6.10 機密情報／輸出管理要件審査の委託および実施前に、顧客は認証機関に機密情報または輸出管理要件について通知し、これらの側面を契約および審査計画に含めることができるようにしなければならない。審査中に、審査員および該当する場合は立会人／OP 審査員の特定分野への立ち入りが制限される場合、顧客および認証機関は、審査中にこれらの分野への立ち入りがどのように行われるかを明確にしなければならない。プロセスの除外は、規格の要求事項に従ってのみ認められる。

3.7 ISO45001 及び SCC/SCP に関する補足条件

3.7.1 これらの追加条件は、以下の国際的に認められた規格に対する安全衛生マネジメントシステムの認証に適用される。

- ISO 45001
- 安全、衛生、環境保護の分野における管理システムは、以下の通りである。
- SCC (契約者／製造業) と
- SCP (人材サービスプロバイダー)。

3.7.2 ISO 45001 の初回認証では、レベル 1 審査を現場で実施しなければならない。

3.7.3 SCC 認証の場合、顧客は審査員に各建設現場への立ち入りを許可する。対応する建設現場リストは、審査の 3 週間前までに審査チームリーダーに提出しなければならない。

3.7.4 SCP 認証のために、派遣先は、関連する建設現場またはプロジェクトへの立ち入りを許可することを約束する。雇用主が会社、建設現場またはプロジェクトへの立ち入りを拒否する場合、派遣会社は、審査員がこれらの人物と面談できるよう、審査に適した派遣労働者を顧客の本社または関連支店に派遣しなければならない。

3.7.5 SCC または SCP の認証を受けたクライアントは、認証の有効期間中、SCC ロゴの使用権を申請することができる。

3.7.6 顧客は、公式介入を必要とする重大な安全衛生事件または法的義務違反が社内でも発生した場合、直ちに契約者に通知する義務を負う。この意味での安全衛生に関連する重大な事故とは、特に刑事上または行政上の捜査につながった場合を想定する。その後、使用者は短期臨時審査が必要かどうかを決定する（2.5 参照）。労働安全衛生マネジメントシステムが認証要件に著しく違反していることが判明した場合、契約者は認証の一時停止または撤回につながる措置を講じなければならない。重大な違反は、例えば、致命的な結果をもたらす労働災害が発生した場合に発生したとみなされる。

3.8 テュフ ラインランドの他の会社に関する補足条件

認定が他の TÜV ラインランド会社によって実施されるマネジメントシステム認証（SA 8000、IRIS など）については、追加の規格固有の認証条件が適用される。

3.9 ISO/IEC 27001 に基づく ISMS 追加条件

ISO/IEC 27001 に基づく ISM システムについては、マルチサイト認証に関する 2.6 項の要件に加えて、以下の要件が適用される：

3.9.1 マルチサイト認証は、全サイトの要求事項をカバーする ISM システムが実施されていれば、複数の類似したサイトを持つ組織に適用できる。

証明書（拠点リストを含む）は、以下の条件下で組織に対して発行することができる：

- a) すべての事業所が同じ ISM システムを導入しており、一元的に管理・監視され、内部審査とマネジメントレビューの対象となっている、
- b) すべての事業所が、会社の内部審査プログラムとマネジメント・レビューに含まれる、
- (c) 最初の契約審査では、サンプルの選択において、異なるロケーションが適切に考慮されていることを確認する。
- d) 代表的な候補地は、契約者が以下の点を考慮して選定する：
 - 本社および各拠点の内部審査結果
 - マネジメント・レビューの結果

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
E メール： intercert@de.tuv.com

電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296

- 場所の大きさが異なる
- ウェブサイトの事業目的の違い
- ISMSの複雑さ
- 各拠点の情報システムの複雑さ
- 働き方の違い
- 現在の活動の違い
- 重要な情報システムとの相互作用の可能性、または機密データの処理
- 異なる法的要件

e) 代表サンプルとは、顧客の ISMS の適用範囲に含まれるすべての拠点を指し、d) の評価とランダムな要因に基づいている。

f) 認証に先立ち、重大なリスクが存在するすべての拠点について審査を受けなければならない。

g) サーベイランス審査プログラムは、すべてのサイトが合理的な期間内に審査されるように設計されている。

h) あるサイトの不適合に対する是正処置は、マルチサイト認証の範囲内のすべてのサイトに適用されなければならない。

3.10 ISO/IEC 20000-1、ISO 22301 及び ISO/IEC 27001 に関する補足条件

組織に、機密情報または機微情報を含むために審査チームの検査に供することができないマネジメントシステムの記録がある場合、TÜV Rheinland は、その理由を明記してその旨を通知しなければならない。

この機密情報がない場合に、マネジメントシステムを適切に審査できるかどうかが決定される。あるいは、特定された機密または機微な記録を確認することなく、マネジメントシステムを適切に審査することが不可能であると結論付けられた場合、両当事者に受け入れられる仲介者が情報を確認し、確認することもできるし、審査を実施しないこともできる。

3.11 ISO50001 に準拠したエネルギーマネジメントシステムの認証に関する補足条件

3.11.1 認証は、有効な国際認定規格 ISO 50003 の要求事項を満たさなければならない。

3.11.2 複数の事業所を有する認証については、2.6 項に記載された条件が適用される。従業員のいない拠点は、審査期間を決定する際に追加拠点としてカウントされないが、審査サイクル全体（3 年）の中で適切に考慮／審査されなければならない。

3.11.3 正当な例外的ケース（零細企業、ISO 14001 審査、EMAS パリデーション、GHG 検証を通じた認証機関に関する十分な最新知識）においては、審査第 1 段階と審査第 2 段階は、審査中止のリスクが顧客に明確に説明されている場合に限り、直後に続けて実施することができる。ただし、審査中止のリスクを顧客に明確に説明した場合に限る。

3.12 ISO/IEC 17021 と連動して ISO/IEC 17065 に基づく AZAV に準拠した機関及び手段の認定のための補足／逸脱条件

3.12.1 TÜV Rheinland Cert GmbH（以下「FKS」という。）の SGB III/AZAV に従った事業者及び措置の認証機関は、SGB III / AZAV に従った労働市場サービスの全事業者にサービスを提供する。これによりプロバイダーは、中立的な認証機関によって、SGB III / AZAV に規定された要件を満たしていることを証明することができる。

付帯条件は以下に適用される：

- AZAV プロバイダ認定基準におけるプロバイダの品質保証システムの認証（システム認証）。
- AZAV 対策認定基準における組織の対策認定（製品認定）。3.12.2 事業者及び措置の認定に関する拘束力のある法的根拠は、SGB III（社会法典第 3 巻）及び AZAV（雇用促進に関する認定・認可規則）の規定、並びに現在有効なバージョンの関連ガイドライン及び規則である。さらに、ISO/IEC 17021、ISO/IEC 17065、ISO 19011 のような認定要件、ならびに SGB III 第 182 条に従った諮問委員会および DAKS の担当部

門委員会の現行の技術および勧告が、法的規制と矛盾しない限りにおいて適用される。

その他の適用規格としては、例えば ISO9001 や同様の規格がある。

3.12.3 認証およびモニタリングの手順は、各規格のプロセスに基づいている。組織の承認は 5 年間で与えられる。対策の承認は定期的に 3 年間で与えられる。サーベイランス審査は年 1 回の間隔で実施される。

サーベイランス審査の実施期間は、期限日（初回承認の最終審査日）から 4 週間を差し引いた期間、または 4 週間を加えた期間とする。

認可（プロバイダー認可は 5 年、メジャー認可は 3 年）が失効した後は、新たな認可が必要となる。認証やライセンスの再認証や延長はできない。

3.12.4 教育 機関は、機関としての認可を受けるために、TCS に正式な申請書を提出しなければならない。申請書を提出する際、当該機関は真実の情報を提供し、関連する証拠をデジタル形式で提供する義務がある：

- 認証されるシステムの種類と範囲
- 申請する製造販売承認の種類と範囲（1～6 部門）
- 法的地位
- 既存の認定、ライセンス、および該当する場合は特別認可
- 営業許可の状況、前科、調査手続き、その他申請者の信頼性に必要な情報。
- 組織の財政的・技術的能力およびインフラの適切性
- 申請部門の組織・人事体制およびプロセスの妥当性。
- 現在の労働市場サービス施策の範囲
- 参加者との契約

3.12.5 申請書において、教育機関は以下に関する拘束力のある宣言を行わなければならない。

- TCS への報告義務を遵守すること（特に認証要件の変更または取り消しの場合）。
- 審査手続きおよびプロセスの一環として、社内の影響を受ける組織単位へのアクセスを、権限を与えられたグループに許可する。

3.12.6 申請書の審査後、TCS は、その結果を当該機関に通知し、必要な改善を要求し、認証手続きに関与した他の機関、担当者及び期間を指名する。

3.12.7 TCS が申請書または申告書に虚偽を発見した場合、申請書は却下される。これらの発見が認証手続き中または認証手続き後に初めて判明した場合、手続きは取消され、かつ／または認証書は撤回される。さらに、TCS は法的措置をとる権利を留保する。

3.12.8 AZAV に基づく協会の認証には、一般的な認証条件から逸脱して以下の規定が適用される：

独立した法人である組織も、AZAV の意味において独立した組織とみなされる。

法的に独立した複数の組織からなる団体は、共同で認可を申請することはできない。法人であれ自然人であれ、各スポンサーは FCS に組織の認可を申請しなければならない。

したがって、ネットワーク認証は、法的に依存する拠点を持つ組織、および／または支店機能のみを持つ支店を持つ組織にのみ適用できる。

これには、外部委託されたトレーニング場所／トレーニング施設（地下室、作業場、練習場など）、管理部門、その他サービスを提供または管理する場所も含まれる。

3.12.9 FCS は、スポンサーライセンスのいかなる変更も通知されなければならない。これは特に、当該機関の法的、経済的、組織的地位または所有構造、組織、経営陣および責任者、承認された専門領域、リソースおよび所在地、ならびに当該機関の承認要件の遵守に影響を及ぼすその他の事項（公的調査手続きの開始など）に関連する変更に応用される。

さらに、教育機関が認証要件を履行する能力に影響を及ぼす可能性のあるすべての事項または状況を報告しなければならない。教育機関が認証要件を履行する能力に影響があるかどうかの最終的な評価は、TCS が行う。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
E メール： intercert@de.tuv.com

変更は、当該事象が発生する直前、遅くとも発生から2週間以内にTCSに報告しなければならない。

3.12.10 報告義務違反が発覚した場合、TCSは、3ヶ月の資格停止からライセンスの取り下げまでの適切な措置をとることができる。FKSは、さらなる法的措置をとる権利を留保する。

3.12.11 継続的職業訓練または活性化・職業統合措置の認可を受けるためには、通常、開始予定日の6カ月前に、正式な申請書をTCSに提出しなければならない。措置の認可は、認可された提供者のみが申請できる。FKSが指定する申請書類を使用しなければならない。

この申請において、教育機関は少なくとも以下の情報と書類を提出しなければならない：

- 申請された措置の数、種類、経済分野、および目的を、FbW およびAVGSの専門分野に分けて記載する。
- メジャー通知リスト、メジャーの簡単な説明、メジャーのコンセプト、ニーズ分析。
- 目的、対象者、適性評価、欠勤管理、完了した措置の成否のモニタリング、配置活動
- 申請する措置の期間、スケジュール、費用
- 実現予定地の位置とインフラの種類
- 配置されている教職員の資格、専門知識、専門的経験、実際の配置と拘束時間。
- 参加者との書類（研修契約書、インターンシップ契約書、データ保護、参加証明書、証明書）
- 実施に必要な認可の種類と範囲
- 連邦または州の規制のための資金調達
- 既に付与された認可または既に実施された申請手続きおよびその結果
- その他TCSが要求するすべての証拠および書類。

他の独立機関からの認証書または承認書は、AZAVに従った承認手続きに相当する手続きにおいて、その全部または一部が承認される。これらは、手続きの開始前に認証機関に通知し、適切な文書によって証明されなければならない。

他の所轄機関により承認された組織は、FKS TÜV Rheinland Cert GmbH の措置を申請することはできない。

3.12.12 手段の承認の手順は、TCSによる書面による申請審査（適合性審査）から始まる。組織は、審査結果の通知、コメント／補足事項、担当審査員及び参照選定用に指定された無作為サンプルを受け取る。この手続きは、申請受理後6ヶ月以内に完了しなければならない。正当な理由がある場合は、1回限りの期限延長を申請することができる。

3.12.13 施策の承認は一般的に文書チェック(オフサイト)の形で実施される。これはスポンサーの承認後、または有効なスポンサーの承認内であればいつでも実施できる。

3.12.14 施策が初めて承認される場合、又はこれまでスポンサーに関連しなかった専門家又は経済部門の施策が承認される場合、施策承認の一環として、現地調査（施設、特殊機器など）も要求されることがある。過去に承認された措置の数に対する新規承認の一定の比率からも同様である。

3.12.15 承認を得た場合、スポンサーは、TCSに対し、申請されたすべての措置を確認すること、または無作為抽出手順を適用することを要請することができる。

ランダム・サンプル・チェック（参照選択）は、活性化措置および職業統合措置、継続的職業訓練措置にのみ、また、これらが連邦雇用庁の指定平均費用率（BDKS）の範囲内である場合にのみ使用できる。

サンプルの大きさは、以下によって決まる：

- 対策の種類と数
- 経済分野または対策の目的
- 測定期間
- 雇用主とのプログラムの一部の有無にかかわらず（AVGSのみ）

サンプリングの仕様およびサンプリング検査で遵守すべき条件は、連邦雇用庁の諮問委員会の各有効勧告、またはDAKsの担当部門委員会の仕様に規定されている。

リファレンス・セクションによって措置を認可する場合、リファレンス・セクションに含まれ、その後チェックされるすべての措置について、認可要件を実際に満たさなければならない。もしある措置が認可要件を満たさない場合、新たな無作為サンプルが決定される。このサンプルも要件を満たさない場合、この簡易手続きで申請されたすべての措置の承認は除外される。

3.12.16 BDKSを超える指標は、参照選定に含めることはできない。BDKSを超えるすべての指標は完全にチェックされる。

算出された措置費用がBDKSを25%以上上回る場合、これらの措置の承認には連邦雇用庁の同意が必要となる。

3.12.17 措置の承認後に不備が指摘された場合、TCSの手順と決定は、不備が措置の承認前か承認後かによって異なる。その結果としてのTCSの手続は、諮問委員会の勧告に規定される。

3.12.18 措置が他の組織と協力して実施される場合、関係する組織のいずれがその措置の責任を負うかを決定しなければならない。次に、この組織がその対策を承認のために提出する。例えば、対策の実施に50%以上関与する組織は、その対策を承認のために提出しなければならない。

SGB III 第182条に基づく諮問委員会の現行勧告に含まれる下請け規制を遵守しなければならない。

3.12.19 メジャーの内容、達成可能な資格、期間、または料金に重大な影響を与えるメジャーの変更は、主催者が要請しなければならない。これは、予定されている会場の変更にも適用される。変更を遡及して申請または承認することはできない。

3.12.20 報告義務違反が確認された場合、TCSは、認可の取消を含む適切な措置をとることができる。TCSは、さらなる法的措置をとる権利を留保する。

3.12.21 モニタリング審査は年1回の間隔で実施される。これは認可された措置のモニタリングにも適用される。

3.12.22 事業者の認定措置の監視は、無作為サンプル審査に基づいて実施される。管轄機関が審査する措置の範囲内の措置数を決定するために、各専門分野ごとに基準選択を行わなければならない（AZAV第5条(1)第3文第1号及び第4号）。ランダム・サンプル審査の仕様は、第182条SGB IIIに従った諮問委員会の有効な勧告に規定されている。

3.12.23 サーベイランス審査中に確認された措置の承認に不備があった場合、TCSの手続及び決定は、その不備が措置の承認前か承認後かに基づいて行われるものとする。TCSの手続（最大3カ月の是正のための一時停止または認可の取下げ）は、諮問委員会の勧告に規定されている。

3.12.24 事業者認定証は、認定証に必要な付属文書を含め、SGB III、AZAV、SGB III 第182条に従った諮問委員会の勧告、および認定要件に従って作成される。

3.12.25 SGB III、AZAV、SGB III 第182条に基づく諮問委員会の勧告、および認定規則の要件に従い、措置証明書および必要な附属書が発行される。対策は専門分野ごとに分けて提示される。不備があった場合、認定証は最長3ヶ月間、一時停止または撤回される。

3.12.26 承認された措置の変更については、TCSに通知しなければならない。これは、特に、措置の期間、内容、手順、計算および料金の変更、新たな場所の追加または場所の廃止、教師、トレーナー、教育者など、主に責任を負う者の人事の変更、監督官庁など第三者による承認の変更にも適用される。

さらに、認定措置に影響を及ぼす可能性のあるすべての事項または状況を報告しなければならない。認証要件が引き続き満たされているかどうかの最終評価は、TCSの責任である。従って、疑義が生じた場合には、そのような事実または状況を直ちに報告しなければならない。

その変更は、事象が発生する直前、遅くとも報告対象事象の発生から2週間以内にTCSに報告されなければならない（3.12.9項参照）。

3.12.27 審査員／評価員のすべての活動およびTCSの決定は、手数料の対象となる。通知、結果および決定は、報告書の形で書面にて認定機関に送付されるものとする。

3.12.28 取消に関する1.4.10項の規定に加えて、承認された措置は、スポンサーとしての承認を確認する他の管轄機関からの有効なスポンサー証明書が提示されることを条件に、それぞれの有効期間が満了するまで、一般に承認を維持する。措置

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
アム・グラウン・シュタイン Fax： +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax： +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
Eメール: intercert@de.tuv.com

は、FKS TÜV Rheinland Cert GmbH により引き続き監視される。SGB III 条第 182 項に基づく諮問委員会の勧告の規定が適用される。

TCS がスポンサーと措置の認可の枠内で下したすべての決定に対しては、決定を受け取ってから 4 週間以内に異議を申し立てることができる。

3.13 ドイツの認証プログラム "MAAS-BGW "の補足条件：

3.13.1 認証及び再認証の基礎は、顧客が導入した統合品質マネジメントシステム、及び申請 範囲の DAKKS 及び MAAS-BGW の要求事項である。サーベイランスの対象は、それぞれ有効なバージョンの DAKKS 及び MAAS-BGW 文書に基づく、認証範囲内の現在の統合品質マネジメントシステムである。

3.13.2 顧客は、MAAS-BGW の要件を満たすことを約束する。

3.13.3 顧客は、DAKKS の要求事項、MAAS-BGW または異なる実施期間を規定する法的規定によって期間が短縮されない限り、MAAS-BGW の要求事項に対する変更を発表後 3 年以内に実施することを約束する。

3.13.4 審査は、BGW の特定の要求事項及び解釈を考慮に入れて、ISO 17021 の要求事項に従って実施される。適用される DAKKS 及び MAAS-BGW 仕様書に従って、MAAS-BGW 審査員又は MAAS-BGW 主任審査員の要求事項を満たす者のみが審査員として使用される。

3.13.5 認証、再認証、サーベイランスの範囲内で肯定的な認証決定を行うためには、顧客は以下の要件を満たさなければならない：

-クライアントは BGW の責任範囲内にある。

- DAKKS と BGW の現行仕様に従い、MAAS-BGW を満たすこと。

-統合システムにおける DIN EN ISO 9001 および MAAS-BGW に準拠した同時審査

-ISO9001 に従った適切な措置の証拠を提出することにより、審査中に特定された不適合（逸脱）を是正すること。

必要なフォローアップ審査は、統合審査の最終日から 3 カ月以内に実施されなければならない。

- MAAS-BGW に基づく認証書発行時に、最新版で DIN EN ISO 9001 に準拠した同一範囲の認証に合格していること、同一範囲の ISO 9001 認証の維持に合格していること。

-支店の場合、サンプリング手順の実施に関する要求事項への準拠（2.6 および

3.13.12.のネットワーク認証も参照のこと）。

3.13.6 3.14.5 項に従って認証又は再認証の要求事項を満たしている場合、認証はドイツ語の証明書で発行される。認証書の有効期間は、通常、発行日から 3 年間であるが、ISO 9001 認証書の有効期間に依存する。既存の ISO 9001 認証の場合、有効期間は適宜短縮される。

3.13.7 証明書は、顧客が指定された範囲において MAAS-BGW の要求事項を満たす証拠を提供したことを確認する。

3.13.8 証明書は法的適合性を証明するものではない。使用者責任保険組合及びその他の行政機関の監視権及び義務は影響を受けない。

3.13.9 サーベイランス審査において、顧客の品質マネジメントシステムが初回認証時に決定された状態から逸脱していると判断された場合、契約者は、DAKKS 及び BGW 規定に基づき、認証を維持するための要件が満たされているか、又は認証を取り消さなければならないかを決定するものとする。

3.13.10 認証及び再認証又はモニタリングに携わる契約者の要員は、第三者に対して守秘義務を負う。契約内容及び契約実施中に発見された事項に関する情報は、顧客の同意がある場合にのみ提供することができる。ただし、法律で規定されている場合の裁判所や当局からの情報提供の要請はこの限りではない。発注者は、契約者による認証の成功後、BGW の会員企業から BGW に一定の情報（認証の範囲に応じた企業名および所在地、BGW 会員番号、業種、従業員数、雇用する MAAS 審査員、審査日、認証の有効期限数および終了日）が転送されることに同意する。BGW に加盟していない企業については、業種と従業員数に関する情報が提供される。ただし、発注者は、ドイツ労働安全衛生共同戦略のガイドライン「労働安全衛生の組織」に従い、BGW がオンラインで公表する参考リストに掲載し、各州の労働安全衛生当局に転送することに異議を唱えることができる。

3.13.11 顧客が契約を解除し、他の認証機関に変更する場合、顧客は、以前の審査報告書及び証明書の内容を、適切な形式で他の認証機関に提供する権利を有する。

3.13.12 会社が複数の支店を有する顧客に対するサンプリング手順を実施するための前提条件（2.1.5 グループ認証も参照のこと）：

-各支店は顧客（本社）に依存し、共通の QM システムの対象となり、共同で MAAS-BGW を満たさなければならない。MAAS-BGW の全要件は本社が満たさなければならない。

-契約関係は、支店の法人格に関係なく、契約者と顧客（本社）の間にのみ存在する。

-モニタリング手順の一部を含む抜き打ち検査の回数は、対象となる企業の数によって決定される。各検査は MAAS-BGW の全セクションをカバーしている。

-発注者（本社）はまた、支店における是正措置の実施を開始し、その実施を監視しなければならない。

-顧客（本社）は、各支店が永続的に認証要件を満たすことを保証し、違反した場合の結果を負担する責任を負う。

-この点で、ブランチの行動は完全にクライアント自身の行動として帰属する。

この点で、ブランチの動作は、クライアント自身の動作として完全に帰属する。従って、含まれるブランチのいずれかが撤回条件を満たす場合、証明書は撤回されなければならない。

3.13.13 認証書以外での 認証書以外での MAAS-BGW マークの使用は、BGW のマーク規約に従う。

3.13.14 顧客は、認定機関又は BGW の審査員がいつでも立会審査を実施することに同意する。

3.14 承認関連要件又は道路交通法部品認証 GRA（承認関連要件）を伴うマネジメントシステムの審査に関する補足規定

3.14.1 連邦自動車輸送局の「技術サービスの指定／認定に関する規則（カテゴリ C）」が現行版で適用される。

3.14.2 顧客は、各審査について、既存または計画中の道路交通免許証または部品証明書の情報を契約者に提供するものとする。

3.14.3 承認及び認定当局は、審査報告書、品質記録及び型式承認に関連するその他の文書をいつでも要求する権利を有する。

3.14.4 顧客は、審査（GRA）の一環として作成された認証書、CoP 情報、審査報告書等、またはその一部を誤解を招くような方法で使用してはならない。

3.14.5 顧客及び道路交通法に基づく型式承認の保有者又は潜在的保有者は、承認保有者の権利及び義務（連邦自動車交通局の "初期審査（MAB）に関する情報シート" に従うことを含む）の対象となることを通知される。これらの権利と義務は、認証／審査プロセスとは無関係に適用される。

3.14.6 顧客及び部品認証書の保有者又は保有者となる可能性のある者は、前述の項に従い、認証保有者の権利及び義務の対象となることを通知される。これらの権利及び義務は、認証／審査プロセスとは無関係に適用される。

3.14.7 道路交通法に基づく型式承認又は複数の対象物に対する部品認証の顧客及び保有者は、承認又は部品認証に関連する特性の定期検査のプログラムを作成しなければならない。検査の種類、間隔及びサンプルサイズは、正当化されなければならない。プログラムの実施について記録を残し、適切な期間保存しなければならない。

3.14.8 発注者及び道路交通法に基づく型式承認又は部品認証の保有者は、適切な間隔で内部審査を実施し、承認又は部品認証に関連する要求事項の履行を評価し、管理者がそれを評価しなければならない。

3.14.9 顧客及び道路交通法に基づく型式承認又は部品認証の保有者が、当該対象物の全部又は重要な部分を法的に独立した会社（外部製造施設）で製造させている場合、その者が製造監視義務をどの程度果たしているかは、審査中に評価される。

3.14.10 外部製造サイトにおける QM システムの証明は、契約者による審査又は以下の代替手段によって行うことができる：

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
E メール： intercert@de.tuv.com

電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296

- 第三者製造施設からの証明書、GRA 証明書または検証確認を証明する。これらの文書には、承認に関連する要求事項が含まれ、公認技術サービスにより発行されたものでなければならない。
- 認可された物品（KBA）の第三者生産の場合、生産施設は連邦自動車輸送局の現行の「初期評価に関する情報シート（MAB）」の要件に従わなければならない。
- 部品認証に関連する対象物の外部生産の場合、生産施設は、審査を担当する技術サービスに従って追加要件を満たさなければならない場合がある。

3.14.11 認証書または GRA 認証書の有効期間中、製造者は以下の情報を認証機関に提供するものとする：

- 製造工程に関する変更
- 生産拠点に関する変更

3.14.12 ライセンス保有者または潜在的ライセンス保有者（KBA）の各審査の結果として、「CoP 情報」が作成され、認証機関によって連邦自動車運輸局に送付される。

3.14.13 重大な不適合は、ISO/IEC 17021-1 の要求事項に加え、次のように定義される：

- リスク
 - o 承認マークが付いた未承認の製品が市場に出回ったり、承認済みであるかのような印象を与えたりすること。
 - o 認可に適合しない製品が市場に出回る可能性がある。
 - o 欠陥製品はリコールできない。
- ライセンス保持者がライセンスの規定から逸脱し、直ちに適切な是正措置を取らない。
- その他、認可関連要件に対する重大な違反。

3.14.14 顧客（免許保有者）の通知義務にかかわらず、特に以下の場合、契約者は連邦自動車運輸局に直ちに通知しなければならない：

- 被審査組織の承認関連要求事項に関して、組織が適切な修正及び是正処置を即時かつ効果的に実施しない場合、重大な不適合が発生する。
- 認可に関連する要求事項への適合証明書の発行を最終的に拒否する。
- 認証に関連する要求事項および進行中の手続きに関する認証の無効化、制限、または一時停止。

3.14.15 顧客は、指名機関の立会審査員が審査に参加できるようにすることを約束する。

3.15 認証された QM システム (ISO 9001 又は IATF) がある場合は、GRA 認証書の作成を伴う、承認関連又は部品認証関連要求事項の審査（手順 GRA

3.15.1 適用される認証手順（ISO 9001 または IATF）の規則および手順に加え、以下の補足が適用される。

3.15.2 手順-GRA における初期審査の手順は以下の通りである。審査までのすべての手続き手順は、手順-GRA とは別に実施することも、認証された手順と組み合わせて実施することもできる。

- GRA 手続きに関するオプション説明会
- 見積もりと注文確認
- 必要であれば、準備性評価のために、承認関連または部品認証関連の要求事項に関して、審査の準備と文書レビューを行う。
- 審査計画
- 審査実績
- 是正措置の処理と検証、または必要に応じて再審査を行う。
- 認証機関の GRA 製品管理者による内部承認プロセス
- CoP 情報を認可機関に送信する（認可保有者または潜在的認可保有者の場合）。
- 適用される認証手続きの有効性と連動した GRA 認証書の作成。
- GRA 証明書と CoP 情報をクライアントに送信する。

3.15.3 サーベイランス審査

年次モニタリングは、適用される認証手順の規則に従って実施される。審査までのすべての工程は、個別に実施することも、認証手順と組み合わせて実施することもできる。

現在の CoP 情報は、モニタリングが実施されるたびに（ライセンス保持者またはライセンス保持者となる可能性のある者に対して）ライセンス当局に送られる。

3.15.4 再評価

適用される認証手順の規則に従って再認証を受ける過程で、GRA 手順において再審査が実施される。審査の実施に至るまでのすべての工程は、GRA 手順の認証済み手順と別個に、または組み合わせて、再度実施することができる。

再審査合格後、最新の GRA 認証書が発行される。現在の CoP 情報は、（ライセンス保持者または潜在的なライセンス保持者に対して）ライセンス当局に送付される。

3.16 認証された QM システムが存在しなくても、検証確認を発行して、承認関連要件または部品認証関連要件を審査する（検証手順）。

3.16.1 この場合の検証手順における初回審査の手順は以下のとおりである：

- 検証手続きに関するオプション説明会
- 見積もりと注文確認
- 必要であれば、準備性評価のための部品認証書に関連する要求事項に関して、審査の準備と文書レビューを行う。
- 審査計画
- 審査実績
- 是正措置の処理と検証、または必要に応じて再審査を行う。
- 認証機関の GRA 製品管理者による内部承認プロセス
- 有効期限を 1 年間とする確認書を発行する。

3.16.2 サーベイランス審査

原則として、初回審査から約 1 年後に、検証手順における最初の審査としてモニタリング審査が予定されており、検証確認書の有効期限はこの時点に限定される。これについては、検証確認書の発行時に決定される。

サーベイランス審査に合格した場合、検証確認の有効期限は最初の審査日から 3 年間に延長される。

反復評価の場合、一般的に年次モニタリングはない。

3.16.3 再評価

検証確認の有効期間が終了すると、検証手続きにおいて、適時、再審査が合意される。

3.17 認証された QM システムの有無にかかわらず、GRA 認証書を発行しない承認関連要求事項の審査（初回審査）。

3.17.1 初回査定を目的とした査定の手順は以下の通りである：

- 手続きと GRA に関するオプション説明会
- 見積もりと注文確認
- 必要であれば、準備状況評価のための認可関連要件に関する審査準備および文書レビュー
- 審査計画
- 審査実績
- 是正措置の処理と検証、または必要に応じて再審査を行う。
- 認証機関の GRA 製品管理者による内部承認プロセス
- 認証機関に CoP 情報を送信する。

3.17.2 サーベイランス審査

原則として、モニタリング評価の予定はない。さらなるモニタリング措置の決定は、認可当局の責任である。

3.17.3 再評価

原則として、繰り返し評価を行う予定はない。さらなる監視措置の決定は、認可当局の責任である。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
E メール：intercert@de.tuv.com

電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296

3.18 EnSimiMaV、EnFG、BECV および SPK-R に準拠したエコロジカル・カウンタパフォーマンスの確認に関する補足条件：ドイツ企業またはドイツ国内の拠点にのみ適用される。

3.18.1 BMWK および BMU の担当省庁ならびに BAFA（EnFG については、「グリーンコンディショナリティ」に関する宣言書などを参照のこと）および DEHST の出版物は、それぞれの有効版が適用される。

3.18.2 契約者は、確認書を発行するために、顧客にさらなる情報を求める権利を有する。

3.18.3 さらに、顧客は、すべての関連文書が可能な限り早期に入手可能であることを保証しなければならない。これには特に、以下の審査根拠が含まれる：組織の自己宣言／宣言、過去 3 年間の行動計画、アイデアのリスト、DIN EN 17463 に従った結果報告書、オファーと計算、内部金利の計算、値上げ、劣化。立法者、BAFA または DEHSt が、追加的な検証書類を規定または要求する場合、これらは顧客からも提出されなければならない（例：エネルギー管理システム報告書）。

3.19 ゲームセンターにおける品質認定のための補足条件 - 青少年保護、プレーヤー保護、運営管理

1.1.2、1.1.3、1.1.11 はゲームセンター基準には適用されない。また、2.2 章から 2.7 章もゲームセンター基準には適用されない。改正点をここに示す。認証書は、すべてのサーベイランス審査／ミステリー審査が正しく実施されることを条件に、2 年間有効である。

3.19.1 認証審査：

- 認証審査は、本社とアーケードで行われる。その結果は、アーケードでの審査時間に影響を与えるため、理想的には、アーケードより先に本社で審査を受けるべきである。
- 契約者が、認証審査最終日から 90 営業日以内に、不適合に対する修正および是正処置の実施を確認し、受諾することができない場合、認証決定は否定的となり、顧客は初回認証審査からやり直さなければならない。

3.19.2 サーベイランス審査：

- 認証書の有効性を維持するためには、毎年 2 回の現地サーベイランス審査を実施しなければならない。

3.19.3 再認証審査

- 認証をさらに 2 年間延長するためには、有効期限内に顧客による再認証審査に合格しなければならない。
- この手続きは認証審査に相当する。
- 再認証に合格した場合、認証書の有効期間は 2 年間延長される。再認証審査と肯定的な認証決定は、有効期限までに完了しなければならない。

3.19.4 短期間で予告または非予告された審査またはミステリー審査

以下のような場合、臨時審査が必要になることがある。臨時審査は急遽発表されることもあれば、抜き打ちで発表されることもある。

- 認証されたサービスまたは顧客のプロセスの有効性に疑義を生じさせ、書面または次回の定期審査で解決できない重大な苦情および認証機関が認識したその他の事項（顧客またはその管理スタッフによる法令違反の疑いなど）。
- サービスまたはプロセスの能力に影響を及ぼし、認証基準の要件を満たさなくなるような顧客側の変更。
- 結果として、クライアントの認証は停止された。
- 法的規制のためである。

3.19.5 複数の拠点を有する企業の認証

- マルチサイト認証は、複数の拠点を有する企業に適用できる。これには、企業グループという意味で互いにリンクしている、複数の個別、自律、独立した企業または組織も含まれる。ここでは、中枢機能（人事、メンテナンス、起業家業務など）と実際のゲームセンター（運営）を区別する。
- 中央部門は別個に審査される。
- 関連するすべてのゲームセンターは、基準に従って審査される。

3.19.6 認証機関の権利

認証機関は、認可通知の合法性に関して、事案の事実を明確にするために、国家レベルの管轄当局に連絡する権利を有する。

[本書は翻訳であり、英語版が正文として拘束力を有する。]

2025 年 02 月 18 日現在

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウン・シュタイン
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
Fax： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft

登録事務所
Tillystr. 2
90431 ニュルンベルク
E メール：intercert@de.tuv.com
電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296